

第3章 重点施策に係る具体的な取組

1 結婚から子育てまでの各段階に応じた支援に関する施策

I 結婚の支援

<課題及び施策の方向>

未婚化・晩婚化の解消のため、若い世代が結婚について考える意識の醸成を図るとともに、「きょうと婚活応援センター」を拠点に、団体や企業等との連携のもと、結婚を希望する人を応援する活動を支援するとともに、経済的支援により、結婚の希望が叶う施策を展開します。

また、婚活だけでなく、「子育て支援」や「就労」、「住宅」についても情報提供することにより、結婚を希望する人を総合的に支援するとともに、京都への移住・定住を希望している若者に対しても、移住・定住を後押しできるよう総合的に支援します。

(1) 若い世代が結婚について考える意識や気運の醸成

- ① 高校や大学、企業においてライフデザイン研修を実施し、学生や若手社員等が仕事だけでなく、結婚や子どもを育てることを含めた人生設計を考える機会を提供します。特に大学生に対しては、「婚活」をライフデザインの中で、就活に続くものとして位置付け、結婚について考える機会を提供します。
- ② 大学生が仕事と子育てを両立している家庭と交流し、生活を体験的に学ぶ事業を実施することにより、仕事と子育ての両立に対する不安を解消します。
- ③ 「きょうと婚活応援センター」に団体会員として登録している企業等が実施する独身の従業員を対象としたセミナー等を通じて、結婚や子どもを育てることについて考える機会を提供します。
- ④ 「京都府少子化対策府民会議」と連携し、企業や団体等の結婚や子どもを育てることに対する応援メッセージ等を発信します。
- ⑤ 子どもや若い世代が結婚や子どもを持つことを考えたり、意識するには、家庭での家族の会話や家族のあり方が大きな影響を与えることから、そうした時間が十分にとれるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

(2) 結婚支援と連携した若者の地域への定着の促進

- ① 市町村と協働し、結婚支援事業と、移住・定住事業を連携して取り組むことにより、若者の地域への定着等を促進します。

- ②東京等に設置している京都府の移住定住窓口において、京都府の結婚支援や子育て支援の情報を総合的かつ積極的に情報提供し、若者や子育て世代の京都への移住・定住を推進します。

(3) 地域等における婚活支援活動の充実

- ①年齢や地域等幅広い層の婚活マスターの登録を推進し、結婚を希望する者の様々なニーズに応えるとともに、きょうと婚活応援センターにおいて婚活マスターに対するフォローアップ等の研修やネットワーク化を図り、婚活マスターの活動を支援します。
- ②様々な地域や分野で活動する団体を発掘し、結婚支援団体の拡充やネットワーク化を推進するとともに、婚活イベント開催時のアドバイスや広報等により、結婚支援団体の活動を支援します。
- ③非営利で結婚支援事業を実施する団体の登録を推進し、団体や結婚支援事業の透明化を図ることで、結婚を希望する者が安心して婚活に取り組める環境を整備します。
- ④従業員等の婚活支援を行う事業所等に「きょうと婚活応援センター」の団体会員として登録いただき、従業員を対象としたセミナー開催や団体会員同士の交流会の開催を支援します。

(4) きょうと婚活応援センターの機能強化

- ①結婚を希望する若い世代の出会いの場の創出だけでなく、京都ジョブパークと連携し、生活に不可欠な仕事のほか、住居等の情報も提供するなど、「きょうと婚活応援センター」の機能を充実・強化します。
- ②府北部に在住の方の利便性を向上するため、府北部での相談の実施等「きょうと婚活応援センター」の相談機能を強化します。
- ③結婚を希望する者のニーズに基づき、婚活に係る相談・セミナーや、婚活マスターの紹介、婚活イベントの案内など、寄り添い型の相談体制の充実・強化を図ります。

(5) 結婚時における経済的支援等の検討

- ①結婚を機会に住宅を確保する者に対して、経済的負担軽減を実施し、若年者等結婚を希望する者を支援します。

Ⅱ 妊娠及び出産の支援

<課題及び施策の方向>

晩産化、少産化の解消のため、全国トップレベルの不妊・不育治療に係る支援を、より拡充して行うとともに、不妊についての正しい知識の普及・啓発を、高校・大学・企業等で実施します。

また、若年がん患者等に対する生殖機能温存のための支援に取り組みます。

妊娠期や、産前・産後の不安を解消するため、相談体制や支援体制の強化を図り、誰もが安心して妊娠・出産できる環境を整備します。

(1) 不妊治療及び不育症治療に対する支援

- ①特定不妊治療や男性不妊治療の拡充等、全国トップクラスの不妊治療助成制度を実施します。
- ②医療機関と連携し、相談体制の整備充実を図るとともに、不妊・不育について、適切な情報が府民に行き渡るよう体制を整備します。
- ③不妊について正しい理解を促進するため、高校、大学、企業等において、出前講座等を実施します。

(2) 若年がん患者等に対する生殖機能温存のための支援

- ①若年がん患者等に対し、精子・卵子等の凍結保存等の生殖機能温存を支援し、将来子どもを持つ希望を実現します。

(3) 妊娠期における相談体制等の強化

- ①子育て世代包括支援センターの全市町村への拡大や関係団体への支援等により、相談体制等を強化し、妊娠期の不安等を軽減します。
- ②妊娠・出産・子育ての各段階における行政機関等の支援をまとめ、産婦人科医や助産師をはじめ関係機関に情報を提供し、妊産婦の不安等を軽減します。
- ③妊娠をはじめ、出産、子どもの誕生日等節目の時期に、家族のライフプランを考える機会の提供等により妊娠期等の不安を軽減します。
- ④子どもを授からないが子育てをしたい人について、養子縁組や里親委託を推進します。

(4) 産前及び産後の支援

- ①妊産婦に対し、個々の状況に応じた支援をプランニングできる産前・産後ケア専門員を養成し、適切な産前・産後支援を実施します。
- ②母体及び乳幼児に対する適切なケアや家事支援などを行うことができる産前・産後訪問支援員を養成します。
- ③産前・産後ケア専門員のうち専門性に長けた者が、スーパーバイザーとして、他のケア専門員を指導・助言し、地域のネットワークづくりを推進します。
- ④リスクの高い妊産婦に対する適切な支援を実施するため、行政が核となり、産婦人科医、医療機関、助産師等関係機関による連絡・連携体制を整備します。

(5) 情報提供の一元化

- ①妊娠、出産、子育てのそれぞれの段階で受けられる支援内容をまとめた冊子を作成し、市町村、事業者、病院、教育機関等を通じて配布し、妊産婦の不安を軽減します。
- ②各地域の子育て支援情報を収集し、子どもを持つ親や子育て支援NPO等が簡単にアクセスできるようなポータルサイトを開設するとともに、SNS等の活用により、効果的な情報の発信を図ります。

Ⅲ 子育て支援

<課題及び施策の方向>

子育て支援については、現在策定している「京都府子育て支援新計画」と連携し施策を展開しますが、保護者の様々な就労状況に応じた保育環境を整備するとともに、地域において子どもの育ちを支えるため、世代や年齢を超えた交流を行うための場や仕組みづくりを行います。

(1) 様々な就労状況に対応し就労が継続できる保育環境の整備

- ①市町村と連携し、保育所等の整備を進めるとともに、小規模保育や家庭的保育等きめ細かな取組を推進し、待機児童の解消を図ります。
- ②幼稚園の預かり保育や事業所内保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育事業等多様な保育環境を整備し、多様な勤務形態に応じた保育ニーズに対応します。
- ③多様な保育現場の状況に応じ、必要となる保育士等の養成、確保、定着、資質の向上のため、関係機関と連携し、施策を実施します。

(2) 子育て親子に対する集える場や機会の確保

- ①市町村と連携し、地域子育て支援拠点や商店街等多様な資源を活用して、親子が気軽に集える場の設置や、NPO団体や関係団体等による多様な取組を支援し、地域全体で子育て親子を支援します。
- ②親同士のつながりを促進する活動や研修などの支援を充実します。
- ③市町村の枠を超えて、広域的に子育て支援に積極的に取り組んでいる団体に対し認証を行うとともに、子育て支援団体の立ち上げや活動を支援します。

(3) 子どもの育ちを支える地域づくり

- ①学校や地域、家庭、企業、NPO等子育て支援団体と連携し、地域の子ども会活動の支援等を行うことにより、地域における異世代や異年齢同士の子どもの交流を促進します。
- ②NPO・高齢者・大学生・企業等子どもの育ちを支援する人たちが集まる場を地域に設定するとともに、地域の身近な子育て支援の場等で活躍する「子育ての達人」事業を実施します。

IV 総合的な支援

<課題及び施策の方向>

結婚や子どもを産み育てる希望を実現するためには、結婚から子育てまでの各段階に応じた切れ目のない支援が必要です。切れ目のない相談体制の整備や情報の一元化、多子世帯の経済的負担の軽減を含めた経済的支援、住宅環境の整備については、安心して産み育てるために必要な取組みであるため、具体的な施策を推進します。

このような施策を実施するとともに、京都で家庭を持ち、子どもを産み育てることのすばらしさや豊かさ（京都モデル）を発信してまいります。

(1) 市町村子育て世代包括支援センターに対する支援

- ①市町村の子育て世代包括支援センターの立ち上げ・運営支援を行い、全市町村への拡大やネットワーク化を図るなど、地域における妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を実施します。

(2) 結婚から子育てまでの各段階に応じた経済的支援

- ①金融機関と協働し、結婚から子育てまで必要となる経費を対象とした低利な融資制度を実施し経済的に支援します。

(3) 結婚から子育てまでの各段階に応じた住宅環境の整備

- ①京都での居住希望者に対する空き家情報を、結婚、子育て支援に係る情報とあわせて広く発信し、京都で家庭を持ち、子どもを産み育てる「京都モデル」を提案します。
- ②結婚を機会に住宅を確保する者に対して、経済的負担軽減を実施し、若年者等結婚を希望する者を支援します。〈再掲〉
- ③子育て世帯が子育てに適した住宅を取得する際に、市町村と連携した住宅取得に係る支援等により、子育てに適した住環境整備の促進と経済的負担軽減を図ります。
- ④住宅のリフォームや取得の支援を検討し、3世代同居・近居を推進します。
- ⑤府営住宅においては子育て世帯支援住戸の拡大を図るとともに、子育て期に相応しい居住環境（概ね4DK以上の住戸）の整備を図ります。
- ⑥子育て・子育てに適した住宅・住環境について配慮すべき点等をまとめた「ガイドライン」を広く住宅関連事業者等に周知します。
- ⑦子どもが自然に親しめる場や身近な遊び場の整備や、子どもを連れて外出しやすい施設の整備、子育て家庭の良好な居住環境の確保について支援し、子育てに優しいまちづくりを推進します。

(4) 子育て世帯等の経済的負担の軽減

- ①子育て世帯等に対する税控除の拡大・充実などの優遇措置を国に要望し、経済的負担を軽減します。
- ②子育て世帯の医療費の負担を軽減します。
- ③私立高等学校等の授業料の負担軽減等を実施するとともに、国の動向を踏まえて大学生等を対象とした給付型の奨学金制度等の推進を図り、子育て世帯の教育費の負担を軽減します。

(5) 多子世帯の経済的負担の軽減

- ①第3子以降の保育料等の軽減など多子世帯における経済的負担を軽減します。
- ②多子世帯において、不動産を購入する際の不動産取得税の軽減を図ります。
- ③多子世帯の生活支援に資する更なる優遇措置を市町村等とともに検討し、経済的負担を軽減します。

(6) ひとり親家庭等への支援の充実

- ①生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもへの居場所づくりなど、教育の支援、生活の支援、経済的支援の施策を「京都府子どもの貧困対策推進計画」等に基づき実施し、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく将来の夢を実現できる社会を目指します。

(7) 若者に対する就職支援

- ①若者が結婚や出産を決めるにあたって、雇用の安定が重要な要因であることから、「京都府若者の就職等の支援に関する条例」に基づき定める「若者就職支援施策等実施方針」により、若者の就職支援施策や若者の職場への定着支援に関する施策を実施します。

2 少子化に関する教育及び学習の機会の提供並びに雇用環境の整備や府民の気運の醸成に関する施策

I 教育及び学習機会の提供

<課題及び施策の方向>

少子化を克服するためには、小学生から、新たな命を産み育てることの意義や素晴らしさを学ぶことが大切であり、さらに、中学生・高校生が妊娠、出産、子育てについて正しく知ることや意義を学ぶ機会、大学生や若手社会人等が自らのライフデザインを描く機会が必要であり、こうした施策を推進します。

(1) 学校等における子ども等の発育・発達等に応じた学習機会の提供

- ①小学校で命の尊厳や家族の絆、新たな命を産み育てることの意義や素晴らしさ等について、学ぶ機会を更に充実します。
- ②次代を担う中学生・高校生が乳幼児と触れ合う体験や妊娠中の妊婦やそのパートナー、子育て中の親から話しを聴く機会等を通じて、家庭の大切さや妊娠・出産・子育ての意義を学ぶ機会を提供します。
- ③高校生が医学的知見に基づく妊娠及び出産に関する正しい知識を学ぶための産婦人科医等による授業の実施を支援するとともに、妊娠や出産に係る公的支援等の内容も含め、ライフデザインを身近に感じながら学べる機会を提供します。

(2) ライフデザインを考える機会の創出

- ①高校や大学、企業においてライフデザイン研修を実施し、学生や若手社員等が仕事だけでなく、家庭を持つことや子どもを産み育てることも含め、人生設計を考える機会を提供するとともに、持続可能な仕組みを整備します。(再掲)
- ②妊娠をはじめ、出産、子どもの誕生日等節目の時期に、家族のライフプランを考える機会の提供等により妊娠期等の不安を軽減します。(再掲)

II 雇用環境の整備

<課題及び施策の方向>

「京都府男女共同参画計画（KYOあけぼのプラン（第3次））」や、「京都女性活躍応援計画」に基づき、ワークライフバランスの実施や育児休業の取得に向けた環境の整備を行うとともに、多様な働き方を紹介します。

(1) ワーク・ライフ・バランスに向けた雇用環境の整備

- ①企業に対し、長時間労働の是正や地域限定正社員・短時間正社員等の多様な働き方の先進的な事例を提示しワーク・ライフ・バランスを推進します。
- ②企業への「働き方見直しアドバイザー」の派遣等により、企業の実情に応じたサポートを実施し、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備します。
- ③「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業の認証を取得した中小企業に対し、優遇措置を行うことで、ワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業を応援します。
- ④京都労働局・京都府・京都市・経済団体が一体となって運営する「京都ウィメンズベース」において、ワーク・ライフ・バランスの視点を盛り込んだ事業主行動計画の策定を支援します。
- ⑤親が仕事と育児、地域活動等様々なことに取り組めるよう、先駆的に取り組む企業の紹介や、子育て中の親の起業等、多様な働き方を紹介します。

(2) マタハラ・パタハラの防止や育児休業の取得の促進

- ①社内研修を推進するとともに、防止措置を就業規則に明記するよう企業への働きかけを実施し、マタニティハラスメント、パタニティハラスメントを防止します。
- ②女性のみならず男性の育児休業の取得に向けた意識改革や、中小企業等に対する代替職員の採用支援等により、育児休業の取得促進を図ります。
- ③育児休業を取得した者が昇任等において不利益な取扱いとならないように企業に啓発します。

(3) 結婚、出産を機に退職した社員に対する再就職支援

- ①結婚や出産を機に退職した社員が再就職するための人材バンクの構築や研修を実施するとともに、採用した企業に対する優遇措置を行うことで、就職を希望する者を支援します。

Ⅲ 府民の気運の醸成

<課題と施策の方向>

オール京都で少子化を自らの課題としてとらえ、結婚や子育てを応援する気運の醸成を図るため、「京都府少子化対策府民会議」を設置し、結婚や子育てに温かい社会づくりに向けた府民運動を展開します。

(1) 府民会議を設置し、結婚・子育て支援の府民運動を展開

- ①「京都府少子化対策府民会議」や保健所単位で「地域府民会議」を設置し、オール京都体制で、結婚や子育てに温かい社会づくりに向けた府民運動を展開し、京都の暮らしや文化の中で子どもを育む「京都府の子どもを育む文化」を創造します。
- ②「京都府少子化対策府民会議」の催しやホームページ等により、結婚・子育て等を支援する行政・企業・団体等の取組やメッセージを発信します。

(2) 結婚や子育てについての関心を高め、課題や意識を喚起

- ①府民会議において、少子化に係る課題等について、府民、事業者、関係団体等と幅広い意見交換を図ります。
- ②結婚・子育てに係るポジティブキャンペーンや、きょうと育児の日の定着等家庭や地域の絆の重要性について啓発します。
- ③「きょうと育児の日」を関係機関と連携・協力して啓発するとともに、子育て支援に積極的に取り組む企業等を広く表彰することで、家庭や社会における子育て気運の醸成を図ります。

